

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、上場企業として当社と関わりを持つ利害関係者(株主、従業員、顧客、地域社会等)に対する使命と責任を果たし、継続的に企業価値を安定的かつ着実に向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳】【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後の海外投資家比率の状況に応じて、環境作りや英訳について、その要否を含め検討を行う方針です。

【原則3-1 情報開示の充実】

(v) 社外取締役の選任に当たっては、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと認められる者、社外取締役としての役割を十分認識し、当社グループ経営発展に寄与する知識・経験等を有する資質を備えた人材を選任しております。

社外取締役については、株主総会招集通知に個々の選任理由を記載しております。社外取締役以外の取締役の選任理由の記載については次回以降の株主総会に向けて、その要否を含め検討を進めてまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社では、最高経営責任者および経営陣幹部の養成が重要課題であると認識しておりますが、その具体的な計画ならびに監督のあり方については、今後検討してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務】【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

当社は、経営陣幹部の業務執行状況について、取締役会が適宜報告を受け、監督ならびに支援を行っています。

なお、当社では、取締役・監査役の報酬については株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で「役員の報酬・賞与および退職慰労金に関する規定」に定めた基準で決定しております。

現在、業績連動や自社株報酬は導入しておりませんが、適切な報酬体系に関する検討を引き続き進めてまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

取締役会は、当社の業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として原則毎月1回開催しており、また必要に応じて臨時に開催しております。取締役会では、経営戦略の策定や法令順守における基本方針を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。

当社では、取締役会は法令や規則を遵守することはもとより、議案の適正性や情報共有機能としての有効性、また問題解決や意思決定の迅速性など、複合的な機能を備えることが重要であると認識しております。

なお、今後、取締役会全体の実効性に関する分析・評価については、その要否を含め検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【補充原則1-2-2 招集通知の早期発送と電子的公表】

当社では、株主の皆さまが総会議案の十分な検討期間を確保できるよう株主総会招集通知の早期開示に努めています。

また、株主総会招集通知は東京証券取引所のウェブサイトならびに当社ホームページ上に発送前に開示しています。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引関係の維持強化のため、必要と判断する企業の株式を政策的に保有します。これらの株式については、経済合理性の有無、また当社の企業価値向上に資するか否かを検証し、定期的に保有株式数の見直しを行っております。

保有上場株式の議決権行使にあたっては、発行会社の状況や当社への影響を総合的に判断し、適切に行使します。

【原則1-5 いわゆる買収防衛策】

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的とした買収防衛策を導入しています。本プランは、経済産業省及び法務省が発表した「買収防衛策に関する指針」の定める株主意思の原則を充足しております。また、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。独立委員会は当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、社外有識者のみから構成されています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、会社法の規定に従い、取締役会規則において、当社および子会社が関連当事者間の取引を行う場合、取引の規模や重要性に従い適切な手続きを経るよう定めています。重要な取引については、取締役会で報告・決議を行い、必要に応じて開示を行います。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 当社は、倉庫業を基盤とし、物流事業と不動産事業から構成された物流業者であり、「お客様に完全な業務を提供する」「社業の発展を通じて市民生活の向上に貢献する」「人間尊重の経営に徹する」を経営理念とし、経営基盤の強化と業績安定・向上に努めています。

当社は、平成27年7月10日に、平成28年から平成32年(平成27年12月1日～平成32年11月30日)までの5年間を対象とした「中期経営計画のお知

らせ」をリリースしました。具体的な経営目標値など、詳しくは下記URLをご参照ください。

<http://www.maru8.co.jp/pdf/ir/15071003.pdf>

(ii) 当社は、上場企業として関わりを持つ利害関係者(株主、従業員、顧客、地域社会等)に対する使命と責任を果たし、継続的に企業価値を安定的かつ着実に向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識しております。

(iii) 当社では、取締役・監査役の報酬については株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で「役員の報酬・賞与および退職慰労金に関する規定」に定めた基準で決定しております。なお、平成21年2月26日開催の第113回定時株主総会において月額12,000千円以内(ただし、使用人給与分は含まない。)、監査役の報酬限度額については、平成2年2月27日開催の第94回定時株主総会において月額2,500千円以内と決議されております。

また、具体的な報酬の額については、取締役については取締役会の決議で決定しております。監査役については監査役の協議によって決定しております。

(iv) 取締役会は取締役9名(うち社外取締役3名)で構成し、経営戦略の策定や法令遵守における基本方針を決定するとともに、業務執行の監督を行っています。

当社は、監査役制度を採用しており監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成し、客観性及び中立性の立場からの経営管理、チェック体制を整えております。

取締役・監査役の候補者の選任については、代表取締役と人事担当役員で協議のうえ、両者および候補者の承認ならびに監査役については監査役会の同意のもと、取締役会での候補者の指名を行っております。

社外取締役の個々の選任においては、金融機関および建設業の要職経験者または当社が属する倉庫業の協会理事経験者等、多様なバックグラウンドを有する人材を選出しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

取締役会で付議すべき事項は「取締役会規則」において明記され、他の業務執行の決定については、当社および子会社の経営陣に委任しております。

その内容は、「組織分掌規程」により、担当部署ごとに定められています。

経営会議は常勤役員により組織され、取締役会にて審議する内容および決議後の対応を検討するほか、経営に関する事項の起案、調査、検討、決定および各事業所の把握を行う機関として原則毎週開催されています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

取締役会において、経営を客観的に監督し、健全で透明性の高い統治体制を維持していくためにも、社外取締役は複数名選任する必要があると考えております。

当社は、取締役9名のうちの1/3に相当する独立社外取締役3名を選任しております。また、独立社外取締役については、当社の発展に寄与する知識・経験等を有し、十分な資質を備えた人材を選任しており、当社の経営戦略を遂行するうえで、有意義な助言をいただいております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は金融商品取引所が定める独立性基準に従って、独立社外取締役を選任するとともに、当社の発展に寄与する知識・経験等を有し、十分な資質を備えた人材を選任しており、当社の経営戦略を遂行するうえで、適切な関与・助言を得る体制が構築されています。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】【補充原則4-11-1 取締役全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模】

取締役会の実効性を高めるため、取締役の社内・社外のバランスを重視しています。経営の決定機関として取締役会が責務を果たすために、各部門に精通した業務執行取締役を選任しているほか、社外取締役が独立した立場から適切な意見・指摘をもとに監督機能を果たしております。社外取締役の個々の任命においては、金融機関および建設業の要職経験者または当社が属する倉庫業の協会理事経験者など、多様なバックグラウンドを有する人材を選任しております。

また、社外監査役3名は、金融機関等での豊富な知識・経験を有しており、財務・会計に関して適切な知見を有する人材を選任しております。

個々の知識・経験を当社の経営に反映させ、かつ、相互に専門分野を補完することで、取締役会・監査役会を機能させるよう努めております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の兼任状況については、株主総会招集通知ならびに本報告書に記載の通りです。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役・監査役に関して、自らの役割や法的責任等について認識を深めるため、外部機関による研修を利用し、職務執行に必要な情報をお供することとしております。また、その費用は会社負担としています。

一例として、当社事業拠点の視察会等を実施し、当社事業の理解度を深める場も提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的成長と企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話(面談)の促進に取り組んでおります。

【原則5-1-2 株主との建設的な対話を促進するための方針】

(i) IR担当部の総合企画部所管の取締役を統括責任者として、株主からの要請に応じて、株主の希望や関心もふまえた上で可能な限り個別に面接に応じています。

(ii) 建設的な対話をを行うためには、株主の皆さんに適時適切な会社情報を提供することが不可欠だと考えています。開示につきましては、IR担当部門が各部門との連携を図り、情報共有を行っており、適時適切な情報開示を行うための体制を整えております。

(iii) 会社情報の公表につきましては、当社ホームページに、開示資料が掲載されています。また、年2回、半期ごとにすべての株主の皆さんに向けて、業績や今後の見通しをまとめた株主通信を送付しております。

株主総会では質問の時間を十分に設け、開かれた総会の運営に努めています。

(iv) 株主の皆さんと対話していく中で把握した投資家の観点からの意見について適切にフィードバックを行っております。

(v) 当社規則「インサイダー取引防止規則」に基づき、内部情報の適切な管理を行うよう努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
尾張屋土地株式会社	3,278,406	22.45
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED	2,515,000	17.23
山崎商事株式会社	800,300	5.48
東京海上日動火災保険株式会社	654,800	4.48
三菱UFJ信託銀行株式会社	460,000	3.15
養命酒製造株式会社	400,000	2.74
峯島 一郎	349,036	2.39
有限会社藍屋	326,000	2.23
ホーチキ株式会社	310,000	2.12
榎原 学	291,000	1.99

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

大株主の状況は平成28年5月31日現在の状況であり、所有株式数は株式併合(平成28年6月1日付で普通株式2株を1株に併合)を行う前の値となっております。平成28年7月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、プロスペクト・アセット・マネージメント・インクが平成28年6月24日現在で当社株式を1,295,000株(割合17.74%)保有している旨が記載されておりますが、当第2四半期会計期間末における実質所有株式の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	11月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
岩見 辰彦	他の会社の出身者										△
山口 正志	他の会社の出身者										○
佐藤 久和	他の会社の出身者									△	△

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩見 辰彦	○	――	永年にわたる同業種での経験と、物流に関する多数の学会活動の実績があり、当社事業内容に関連した豊富な経験・知見に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し社外取締役に選任いたしました。
山口 正志	○	――	同業他社において永年にわたり経営に携わり、当社事業内容に関連した豊富な経験・知見を有するため、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけるものと判断し社外取締役に選任いたしました。
佐藤 久和	○	当社取引金融機関である三菱東京UFJ銀行の出身者ですが、当社は複数の金融機関より借入を行っておりその割合は1	金融機関および建設業での経営に携わり、豊富な経験・知見を有するため、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘

2%程度(平成27年11月末日時点)と僅少であります。また退任後10年以上経過していることから、出身会社の意向が当社に影響することはないと考えております。

をいただけるものと判断いたしまして、社外取締役に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

4名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は毎年会計監査人より提出される年間監査計画に基づき、会計監査人と監査方法、予定等について入念な打合せを行い効率的な監査を実施するよう努めております。

監査役は必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対して監査の実施経過について適宜報告を求めております。

内部監査は、各部各事業所毎に年1回以上行い、監査役は内部監査人と充分な打合せを行い監査に同行し、監査の内容が内部監査規程に則して行われているかをチェックしております。内部監査の結果、内部監査人が社長並びに内部統制整備委員会に提出する監査報告書の内容が適切であるか内容もチェックしております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
廣田 雄作	他の会社の出身者							○						
井置 延明	他の会社の出身者									△			○	
園田 邦一	他の会社の出身者									△			○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣田 雄作			

		最近まで、当社の特定関係事業者である三菱UFJ信託銀行の業務執行者であったため、独立役員には指定しておりません。	金融機関等での豊富な知識と経験を活かし、幅広い見地から当社の監査に反映していただき、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し社外監査役に選任いたしました。
井置 延明	○	当社取引先金融機関である三菱東京UFJ銀行の出身者ですが、当社は複数の金融機関より借入を行っておりその割合は12%程度(平成27年11月末日時点)と僅少であります。また退任後15年以上経過していることから、出身会社の意向が当社に影響することはないと考えております。	永年にわたる金融機関等での豊富な経験と知識を活かし、幅広い見地から当社の監査に反映していただき、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し社外監査役に選任いたしました。
園田 邦一	○	当社取引先金融機関である商工組合中央金庫の出身者ですが、当社は複数の金融機関より借入を行っておりその割合は12%程度(平成27年11月末日時点)と僅少であります。また退任後4年以上経過していることから、出身会社の意向が当社に影響することはないと考えております。	金融機関等での豊富な知識と経験に加え、監査役の業務に精通しており、会社経営を監督する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し社外監査役に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役3名、社外監査役2名を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状の報酬体系は妥当と考えており、今後も実施の予定はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年11月期

区分 支給人数 支給金額

取締役 11名 126,170千円

監査役 4名 21,012千円

(うち社外取締役および社外監査役 3名 8,437千円)

※1. 上記には、平成27年2月26日開催の第119回定期株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでおります。

2. 上記には使用者兼取締役の使用者給与分は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議によりそれぞれの報酬総額の限度額を決定しており、報酬の額につきましては、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議によって決定しております。

また、役員退職慰労金につきましては、内規により、その役位と在任期間に応じて算定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任のサポート役はありませんが、必要に応じて総務部がその役割を果たしております。総務部とは緊密な連携が取れており、事案によってはそれぞれの部署の専門能力を活用することにより効率的・効果的にサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由>

当社の企業統治体制は、株主総会、取締役会、監査役会を設置し取締役の職務執行の監督、監査の体制を整備しております。

また、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を目指し、内部統制システムの基本方針に基づき企業体制の充実を図っております。

取締役会は原則月1回開催し、また必要に応じ随時開催しております。取締役会は、会社の業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務を監督しております。

会社業務の円滑なる運営を図るために、週1回常勤取締役で組織する経営会議を開催しており、経営会議では、重要事項の立案、調査、検討、決定及び実施結果の把握を行う機関として機能を果たしております。

<内部監査及び監査役監査>

当社の内部監査体制は、内部監査統括責任者の下に品質管理部を設置し5名によって構成しております。内部監査は定期的に行われ社内業務の実施が諸規則、処理基準、手続等に正しく準拠しているか否か調査し、監査の結果を社長及び内部統制整備委員会に報告しております。また、常勤監査役は内部監査に同行し、業務の実施状況を把握しております。常勤監査役は、金融機関の出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりますと適任であると考えております。

監査役会は、監査役3名(社外監査役3名、うち常勤監査役1名)からなり、原則月1回開催しており、会社の監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。

<会計監査の状況>

会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

業務を執行した公認会計士の氏名

柴谷 哲朗、久塚 清憲

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名

その他 7名

<役員の報酬等の額の決定に関する方針>

取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議によりそれぞれの報酬総額の限度額を決定しております。

取締役の報酬限度額につきましては、平成21年2月26日開催の第113回定時株主総会において月額12,000千円以内(ただし、使用人給与は含まない。)、監査役の報酬限度額につきましては、平成2年2月27日開催の第94回定時株主総会において月額2,500千円以内と決議いただいております。

また、報酬の額につきましては、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議によって決定しております。

なお、役員退職慰労金につきましては、内規により、その役位と在任期間に応じて算定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の現状を勘案し監査役会設置会社としての体制を採用し、監査役3名を社外監査役で構成し、客観性及び中立性の立場からの経営管理、チェック体制を整えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページに開示資料(決算短信、株主総会招集通知等)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては総合企画部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	開示した情報については同時にホームページへの掲載を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社及び子会社は、企業倫理規則を設け、取締役及び役員が遵守すべき基本的規範として、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を目指し、公正、透明、自由な競争並びに適正な取引を通じて社会的責任を果たしていくことを定めている。

当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の決裁等に関する文書等の取扱いは、会社規則に定めるところによる。

(2)上記規則の改廃は取締役会規則に基づき取締役会の決議とする。

(3)監査役の要求がある場合は、速やかに提出する。

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)リスク管理については、会社規則等で定めるところにより、各部門で必要に応じて研修、マニュアル等の作成、配布を行う。

(2)新たに生じたリスクの対応は、対応責任者を決め、対処する。

当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)全社的に影響を及ぼす重要事項については、多方面的な検討を経て慎重に決するために、常勤取締役で組織する経営会議で審議する。

(2)事業部門の目標値として年度予算を設定し、それに基づく業務管理を行なう。

(3)取締役は、委嘱された担当部門を職務分掌規程に基づき、職務権限に規定された基準内で職務執行する。

(4)業務の運営の状況を把握し、改善するために内部監査を実施する。

(5)内部監査は定期的に行なうため、その都度監査項目及び実施方法を検討し、監査項目に漏れがないか確認する。

(6)内部監査結果、コンプライアンス、定款及び会社諸規則に反する行為があった場合、速やかに代表取締役社長に報告し、対処する。

(7)子会社の運営状況並びに重要案件の立案、調査、検討、決定の機関として、原則毎月開催される定例会議は、当社の常勤取締役全員が議事録を回覧し、確認の必要な事項については当社取締役が助言等を行う。また、子会社の取締役会には当社の取締役および監査役が出席しており、子会社の職務の執行を監督する。

当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)従業員に法令・定款の遵守を徹底させるため、取締役は、担当部門の従業員にコンプライアンス及び社内諸規則等を、時宜に応じて適切な研修体制を構築する。

(2)取締役は、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営をするための行動の指針を定めた企業倫理規則、企業倫理委員会規則の周知徹底を、従業員に対して行う。

当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、子会社の自主責任経営を尊重しつつも、子会社の業務の適正を確保するため、子会社に対して当社の経営方針・経営理念および内部統制システムの整備に関する基本方針を徹底し、当社への報告体制を整備する。

(2)定期的に子会社におけるリスク管理の有無を監査する。

(3)内部監査で、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の代表取締役社長及び担当部署に報告し、対処する。

(4)当社と子会社との間における、利益の付替え、損失の飛ばし等、不適切な取引または会計処理を防止するため、経理担当者は子会社の担当者と十分な情報交換を行なう。

当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

(1)監査役から要請がある場合、取締役の指揮命令に服さない専属の使用者を配属する。

前項の使用者の当社の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役の要請に応じて監査役の職務を補助すべき使用者の人事については、監査役会の同意を必要とする。

当社及び子会社の取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び使用者は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をすることとする。

(2)前項の報告事項として、常勤監査役が出席する経営会議で取締役は担当事項を速やかに報告する。

(3)報告を行った使用者等は、監査役への情報提供を理由として不利な取り扱いを一切受けない。

(4)子会社の監査役は、当社の常勤監査役が兼任しており、子会社の定例会議の内容について報告を受けている。

(5)企業倫理委員会による内部通報制度が行動規程により整備されており、当社および子会社の正規従業員に限らず、臨時従業員や関連会社従業員からの匿名による通報を受ける体制が整備されている。なお、違反通報・報告による不当な扱いは一切受けない。

その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役の要請に応じて職務を補助する人事を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、監査役が出席する企業倫理委員会で審議する。

(2)同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

(3)監査役が必要と認める監査費用(会計監査人・弁護士等への相談費用も含む)は、その支払い時期、償還手続き等を含め、全額当社がこれを負担する。

2. 内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会で決議し、その方針に基づき内部統制システムの運用を適切に行い、内部監査統括責任者及び内部監査人を選定し、内部監査体制を整備し内部統制の有効性の評価を行っております。

経営会議は、会社の運営状況並びに重要案件の立案、報告、決定の機関として機能し、情報の共有化、社内方針等の徹底を図り迅速な対応を行うとともに社内に周知徹底を図る体制として機能しております。

3. リスク管理体制の整備状況

リスク管理については会社規則等で定めるところにより、各部門で必要に応じて研修を実施しマニュアル等の作成、配布を行い法令順守を徹底するとともに、コンプライアンスに徹した企業活動を行うため、総務部に企業倫理統括担当を置くとともに企業倫理委員会を設置し、法律を遵守する公正で誠実な企業経営を実践するための体制を整備しております。

全社的に影響を及ぼす重要事項については、多方面的な検討を経て慎重に決するために、内部統制システムの整備状況で説明しましたとおり常勤取締役で組織する経営会議で審議することとしております。

4. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の内部統制システムは、当社の内部統制システムの整備に関する基本方針を共通基盤として構築されており、当社の内部監査人が、定期的に監査を実施し、コンプライアンスを含め子会社の業務が諸規則等に準拠し正しく行われているか調査し、その結果を当社へ報告する体制を整備しております。

また、子会社の取締役及び監査役は当社役員が兼務しており、当社取締役会へ子会社の経営状況、財務状況及び重要な事項について定期的に報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任として反社会的勢力を社会から排除することを目指して行動していくことを基本的な考え方としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ) 前述の基本方針を基に総務部を対応統括部署とし総務部長を不当要求防止責任者に任命しております。

ロ) 情報の収集のため特殊暴力防止対策連合会に参加すると共に警視庁・地元警察等とも連携を強化しております。

ハ) 役職員に対しては企業倫理規則に反社会的勢力には一切の利益供与は行わず、断固として対決していくことを明記し周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

2. 買収防衛策の導入状況

当社は、平成27年7月10日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めると共に、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、本プラン）の導入について決議しました。また、平成28年2月25日開催の当社定時株主総会において、有効期間を平成31年2月開催予定の定時株主総会終結の時まで延長するものとして、株主の皆様のご承認を得ております。

本プランの内容につきましては、「第120回定時株主総会招集ご通知」50頁から71頁に記載の議案「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件」（下記URL）をご参照ください。

<http://www.maru8.co.jp/pdf/ir/16020501.pdf>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

1. 情報開示の担当部署について

(1) 情報開示の担当部は総合企画部であり、総合企画部所管の役員を情報開示責任者に任命しております。総合企画部は総務部と連携して適時開示を行っております。

(2) 適時開示に関する主な役割分担は、総合企画部が財務状況及び業績、並びに資本政策や今後の経営戦略及び子会社に関する事項等、総務部が人事異動及び株式に関する事項を担当しております。

2. 開示情報の取りまとめについて

投資家に対して適時適切に会社情報を開示するため、総合企画部は各部門との連携を図り、情報共有を行っており、社内の動向を把握するよう体制を整えております。

(1) 原則として毎週、常勤取締役ならびに常勤監査役による経営会議を開催し、各担当部門の報告を行い、開示の必要性のある案件についての把握を行っております。

(2) 経営成績につきましては、月次にて提出される前月分の会社全体の売上、利益の実績を把握し予算との乖離の有無を確認しております。大きな乖離があった場合には、その原因を探り、業績予想に大きな影響を与えるかどうか判断しております。

(3) 取締役会は総務部が事務局を務めております。付議事項並びに報告事項を確認し、開示の必要があるものについては、速やかに開示しております。

(4) 子会社につきましては総合企画部が売上、損益動向等、開示に関する情報の把握を行っております。

